

## 平成25年12月分 毎月勤労統計調査結果

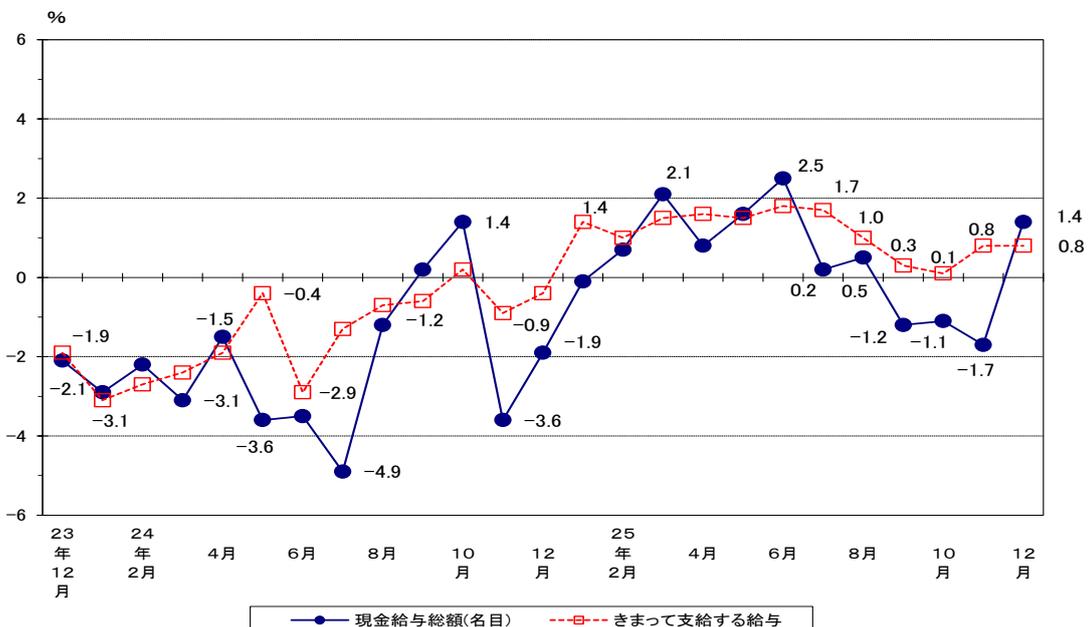
### 賃金

- ・12月のきまって支給する給与は、規模5人以上で235,516円、前年同月比0.8%増で、12ヶ月連続で前年同月を上回った。（規模30人以上では261,595円、前年同月比1.3%増で、15ヶ月連続で前年同月を上回った。）
- なお、特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で462,796円、前年同月比1.4%増で、4ヶ月ぶりに前年同月を上回った。（規模30人以上では547,402円、前年同月比4.8%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。）

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与						特別に支払われた給与		
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比	所定内給与		所定外給与		実 数	前年同月差
								実 数	前年同月比	実 数	前年同月比		
【事業所規模5人以上】	円		%	%	円	%	%	円	%	円	円	円	
調 査 産 業 業 計	462 796	164.6	91.4	1.4	235 516	0.3	0.8	216 913	0.2	18 603	227 280	4 727	
建 設 業	499 685	149.6	56.0	4.3	319 623	0.0	5.5	297 804	5.9	21 819	180 062	3 929	
製 造 業	526 719	169.0	88.4	1.6	264 674	0.8	0.3	237 320	△0.9	27 354	262 045	7 474	
卸 売 業、小 売 業	347 187	160.6	85.0	9.0	189 693	1.8	8.3	177 124	7.3	12 569	157 494	13 935	
医 療、福 祉	478 954	166.3	93.4	△3.4	227 840	△3.9	△4.9	216 979	△5.4	10 861	251 114	△ 5 275	
【事業所規模30人以上】													
調 査 産 業 業 計	547 402	174.0	100.7	4.8	261 595	△0.3	1.3	237 519	0.8	24 076	285 807	21 884	
建 設 業	632 105	136.8	55.3	6.5	399 769	△1.3	6.5	354 903	5.5	44 866	232 336	14 419	
製 造 業	615 110	178.7	101.7	5.1	285 384	0.5	1.3	251 794	0.5	33 590	329 726	26 332	
卸 売 業、小 売 業	289 972	136.4	69.9	△1.0	175 810	4.2	2.5	162 026	1.5	13 784	114 162	△ 7 158	
医 療、福 祉	586 938	176.9	105.2	0.7	268 373	△3.4	△3.1	254 304	△3.1	14 069	318 565	12 606	

図1 賃金の動き（前年同月比）—規模5人以上・調査産業計—



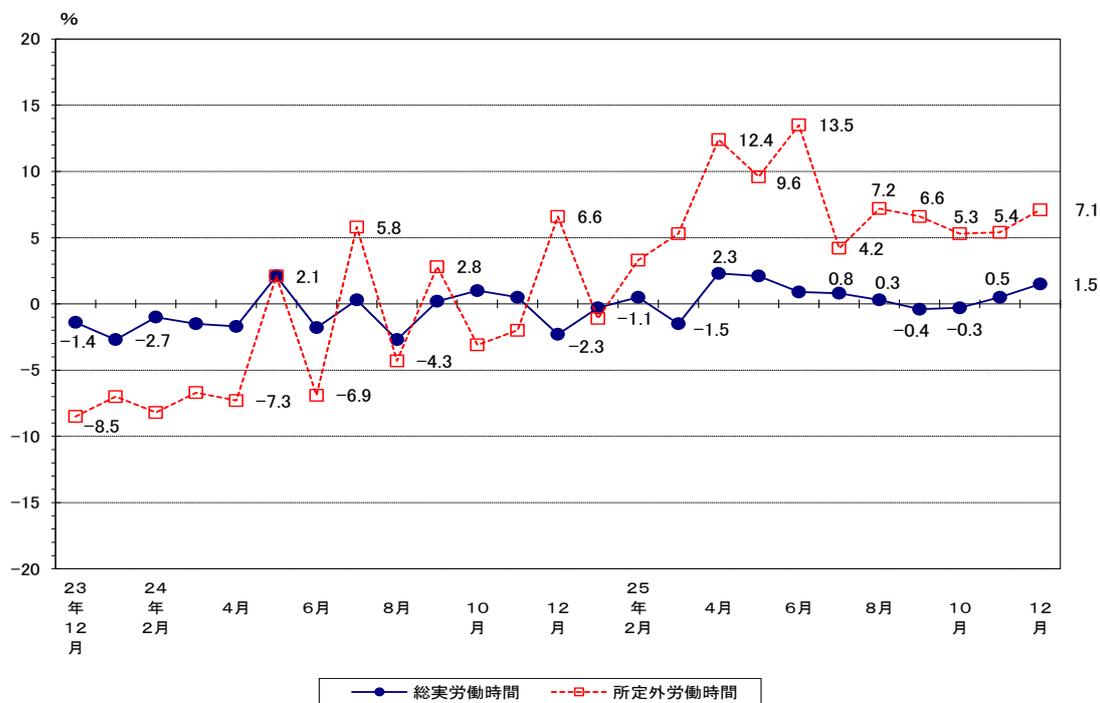
## 労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で146.6時間、前年同月比1.5%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。  
(規模30人以上では149.6時間、前年同月比1.3%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。)
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で10.6時間、前年同月比7.1%増で、11ヶ月連続で前年同月を上回った。  
(規模30人以上では12.1時間、前年同月比1.7%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。)

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間								出 勤 日 数		
	実 数 時間	指 数	前月比		前年同月比		所 定 外 勞 働 時 間		実 数 日	前月差 日	前年同月差 日
			%	%	時間	%					
【事業所規模5人以上】											
調 査 産 業 計	146.6	98.7	△2.3	1.5	10.6	8.1	7.1	19.2	△0.6	0.2	
建 設 業	169.6	97.9	1.1	△0.1	10.1	53.0	21.7	22.3	△0.4	0.2	
製 造 業	167.5	103.3	△3.3	2.5	14.9	△2.6	11.2	20.2	△0.8	0.3	
卸 売 業、小 売 業	137.6	101.6	0.9	6.3	7.6	20.6	22.5	19.5	0.0	0.7	
医 療、福 祉	126.6	91.9	△6.1	△5.5	4.6	△4.2	2.1	17.3	△1.2	△1.3	
【事業所規模30人以上】											
調 査 産 業 計	149.6	98.2	△3.9	1.3	12.1	3.5	1.7	19.1	△0.8	0.1	
建 設 業	163.0	92.2	1.8	0.7	9.5	8.0	18.8	22.3	0.5	0.0	
製 造 業	168.7	101.3	△4.3	1.8	16.9	0.0	8.4	19.8	△0.9	0.2	
卸 売 業、小 売 業	133.8	100.2	3.4	3.6	8.2	51.9	15.5	20.5	0.1	0.4	
医 療、福 祉	134.5	94.9	△7.0	△3.9	5.4	3.8	△3.6	17.6	△1.3	△1.2	

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模5人以上・調査産業計－



## 雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で642,377人、前年同月比1.5%減で、9ヶ月連続で前年同月を下回った。  
(規模30人以上では341,412人、前年同月比3.4%減で、12ヶ月連続で前年同月を下回った。)
- ・パートタイム労働者の比率は、規模5人以上で33.6%となり、前年同月差0.6ポイント上昇した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前 月 比	前 年 同 月 比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入 職 率	離 職 率
【事業所規模5人以上】	人		%	%	%	ポイント	%	%
調 査 産 業 計	642 377	98.4	△ 0.3	△ 1.5	33.6	0.6	1.39	1.79
建 設 業	37 813	99.8	△ 0.3	0.7	5.7	0.2	0.93	1.22
製 造 業	177 830	97.1	0.3	△ 1.9	19.2	0.7	1.55	1.76
卸 売 業、小 売 業	102 842	88.4	△ 0.7	△ 5.6	49.7	△ 5.5	1.46	2.13
医 療、福 祉	85 911	111.9	△ 0.4	2.1	37.0	2.0	1.36	1.69
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	341 412	94.9	0.3	△ 3.4	28.5	△ 0.6	1.31	1.22
建 設 業	10 308	99.6	0.2	△ 7.8	1.5	0.5	2.23	2.03
製 造 業	126 485	94.9	1.0	△ 2.0	15.8	0.6	1.47	1.20
卸 売 業、小 売 業	37 241	78.7	0.1	△ 7.1	61.5	△ 2.1	1.08	0.94
医 療、福 祉	52 896	113.0	△ 0.3	3.0	26.5	△ 1.7	0.83	1.11

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模5人以上・調査産業計－

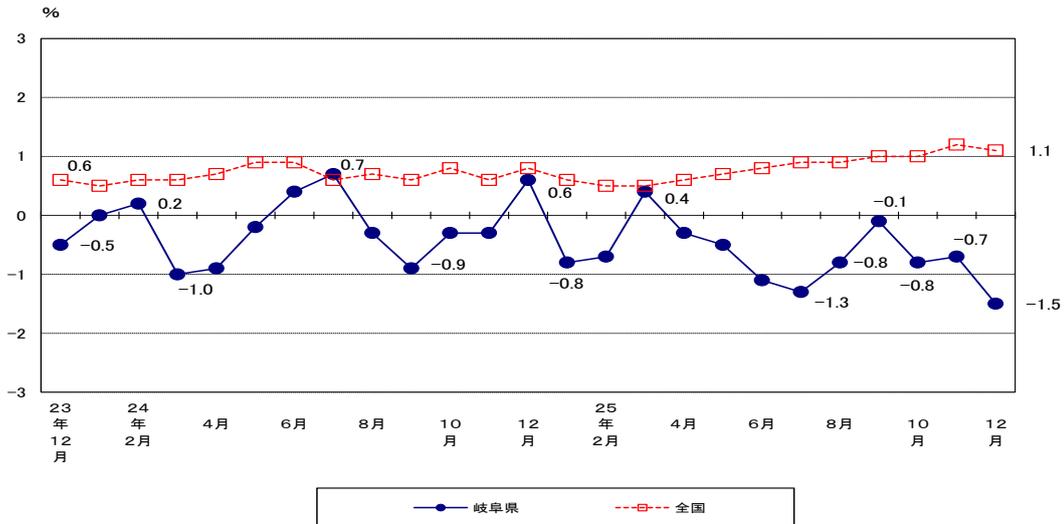
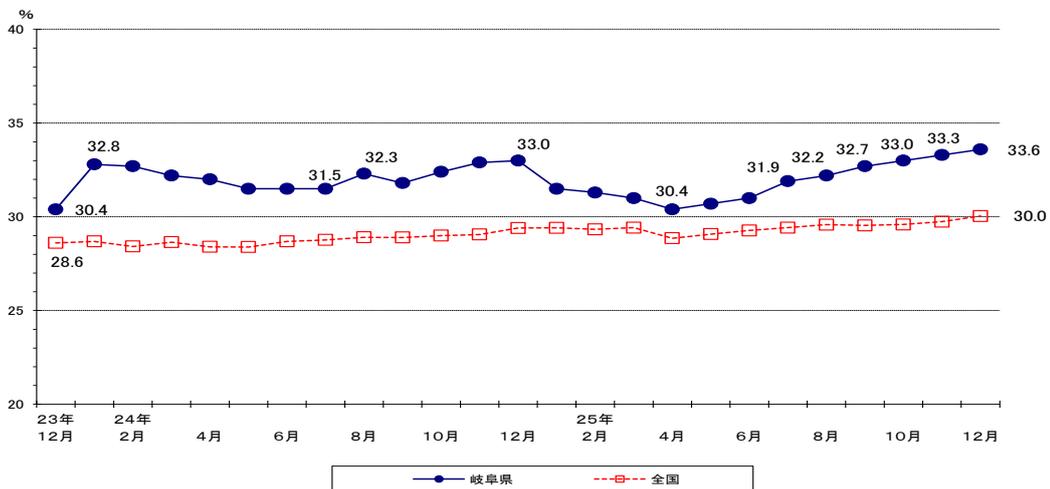


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模5人以上・調査産業計－



## 【利用上の注意】

- 1 平成 24 年 1 月分調査から、平成 21 年経済センサス基礎調査の結果に基づき調査対象事業所の抽出替えを行った。
- 2 このため、賃金・労働時間及び雇用指数については、新旧サンプルのギャップを埋めるため、過去に遡って修正し指数を接続させている。(指数の基準時更新を行い、平成 22 年=100 としている)
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。  
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 5 現在の指数の基準時は、平成 22 年（2010 年）である。

## 【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 730 事業所を対象とする。